

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	長洲地区	令和2年12月21日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	100.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	62.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計(法人は除く)	22.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.6ha
(備考)	

2 対象地区の課題

長洲地区の水田については、認定農業者の個人及び法人が主に地域の担い手となっている。課題としては、規模拡大の意向農家が少ないので、小規模農家が、リタイアする際の受け手の確保をどうするか検討が必要である。また、後継者のいない担い手については、農業をリタイアする時に、後継者または耕作地を引き継いでもらえる担い手を確保する取組を行う。また、約30haある畑については、現状荒れている農地がほとんどなので、関係機関と相談しながら畑をどのように利用するか検討する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

長洲地区の水田利用は基本的には、認定農業者の法人及び個人に集約化している。今後も、長洲地区の水田は人・農地プランに記載されている認定農業者の法人及び個人の中心経営体に地権者と耕作者と協議しながら集積していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法	A	水稻等	3.0 ha	水稻等	8.6 ha	
認農	B	水稻等	9.6 ha	水稻等	4.0 ha	
認農	C	水稻等	12.0 ha	水稻等	12.0 ha	
認農	D	水稻等	0.4 ha	水稻等	5.0 ha	
認農	E	水稻等	12.3 ha	水稻等	12.3 ha	
認農	F	水稻等	4.0 ha	水稻等	4.0 ha	
	G	水稻等	2.0 ha	水稻等	2.0 ha	
	H	水稻等	4.1 ha	水稻等	4.1 ha	
	I	水稻等	2.0 ha	水稻等	2.0 ha	
	J	水稻等	2.3 ha	水稻等	2.3 ha	
認農法	K	白ねぎ	0.5 ha	白ねぎ	0.5 ha	
計	11人		52.2 ha		56.8 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果では、現在貸付け等の意向は17筆把握できている。今後も、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると考えられるので、地区の総会等で農地の貸付け等の意向の確認を行う。

農地中間管理機構の活用方針

長洲地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定をおこなう際には、農地中間管理機構を活用していく。

基盤整備への取組方針

長洲地区としては、水路の老朽化の問題を抱えており、今年度一部地域において、農業基盤促進整備事業にて水路改修を行う。また、用水が確保出来ない圃場があるので、基盤整備事業にて用水を確保する取組を行うか検討する。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、水稻の価格が低下することが予想されるので、関係機関の意見を聞きながら、収益性の高い園芸作目の導入も畑地の利活用を検討しながら地区として考えていく必要がある。